

あなたの会社は「労働保険」に加入していますか？

労働保険事務組合野田商工会議所は、中小事業主のみなさんに代わって煩雑な労働保険（労災保険・雇用保険）の事務処理を代行します。さらに、事業主や役員が労災保険へ特別加入できるメリットや労働保険料を3回に分納できるメリットも…。

【 労働保険事務組合とは？ 】

労働保険の加入手続きから保険料の申告・納付等、労働保険の煩雑な手続きを、事業主の委託を受けて事務代行をおこなう組合です。

労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体であり、野田商工会議所でもこの事務組合を設置して運営しています。

労働保険事務組合へ事務委託する最大のメリットは、事業主、法人役員等の「特別加入制度」にあり、この制度により事業主、法人役員等における労災保険の適用が実現します。

【 ご加入のメリットは？ 】

1. 煩雑な事務を代行しますので、業務削減に役立ち、他の業務に専念できます。
2. 事業主及び法人役員等の労災保険への特別加入が認められ、業務に安心して専念できます。（特別加入に関しては一定の制限を受ける場合があります）
3. 労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付でき、資金計画が立てやすくなります。

【 ご加入要件 】

ご加入にあたっては、野田市内で事業活動をおこなっている野田商工会議所の会員事業所の内、中小企業が対象となります。

（非会員の方は、まずはご入会手続きをお願いします）

<従業員数は？>

1. 金融・保険・不動産・小売業 = 50名以下
2. 卸売・サービス業 = 100名以下
3. その他の事業 = 300名以下

【 委託の範囲 】

1. 労働保険の加入手続き
2. 労働保険料等の計算及び申告・納付
3. 労働保険の特別加入の申請
4. 雇用保険の被保険者に関する届出や、その他事業主のおこなうべき手続き

【 手数料 】

労働保険料の10%（最低2,000円～最高200,000円）及び特別加入者1名につき500円（税別）。

※詳しくは労働保険事務組合担当者までお問い合わせください。

労働保険事務組合野田商工会議所 TEL 04-7122-3585



皆様、ご存じですか？

従業員（パート・アルバイトを含む）を雇用した場合、必ず用意しなければならない書類があります。

労働基準法第109条において、次の帳簿類（労働三帳簿）は整備及び保存の義務があります。

1. 賃金台帳
2. 出勤簿
3. 労働者名簿

■保存期間について

上記の労働者名簿、賃金台帳をはじめ、雇入れ・解雇・災害補償・賃金その他労働関係に関する重要な書類は、**3年間**保存しなければなりません。

■様式について

なお、いずれの書類も必要事項が記載されていればどんな様式でも構いません。野田商工会議所にご相談いただければ、参考にできる様式がございます。ぜひ、ご相談ください。

雇用保険の加入により、使える助成金の範囲が広がります。

[千葉労働局のホームページ](#)では、様々な労働関係の助成金を紹介しております。助成金の中には、雇用保険への加入が条件になっているものがありますので、雇用保険未加入の事業場は加入を、加入事業場はぜひ、助成金をご活用ください。

労災保険の支給関係（療養給付・休業補償等）の様式がパソコンから印刷できます。

[厚生労働省のホームページ](#)から労災保険の給付関係の様式がダウンロードできます。労働基準監督署に用紙を取りに行かなくても、印刷してすぐに提出が可能です。